

アジア太平洋プリオン研究会 会則

第1章 名称、事務所

第1条 本会はアジア太平洋プリオン研究会 (Asian Pacific Society of Prion Research) と称する。略する場合は、英語略の APSPR と表示する。

第2条 本会の事務局は、当分の間、宮崎県宮崎市清武町木原 5200 宮崎大学医学部 感染症学講座微生物学分野に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会はプリオンおよびプリオン病の研究、教育、診療の進歩向上を図り、国民の健康を増進することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会 APPS (Asian Pacific Prion Symposium) の開催
2. 各種委員会の設置運営
3. 国際的な知見の交換
4. その他本研究会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は次の4種とする。

1. 正会員
2. 学生会員
3. 法人会員
4. 名誉会員

正会員、学生会員はプリオンあるいはプリオン病にたずさわるもので、本会の目的に賛同する者である。

法人会員はこの会の目的に賛同し、会費を納める組織、団体等とする。
名誉会員は本会の活動に関し、とくに功績のあったもので理事から推薦され、総会で承認されたものとする。

第 6 条 会員として入会を希望する者は、住所、氏名、所属名等を明記して会費をそえて申込書を理事長まで提出する。

第 7 条 会員は別に定める会費を納めなければならない。ただし、名誉会員および学生会員は会費を要しない。既納の会費はこれを返却しない。

第 8 条 退会を希望する者はその旨を本会に通知する。もし 2 年以上会費に未納がある場合には理事会で承認されれば理事長は除名することができる。

第 9 条 本会の会則あるいは倫理規程に背く行為があった会員は理事会の議を経て注意、資格停止、除名等の処分を行うことができる。

第 10 条 全ての会員は総会議事に参加することができる。会員は学術集会に演題提出の他各種事業に参加し、またその報告を受ける。
名誉会員は総会に出席し、適当な助言を行う。

第 4 章 役員とその任務

第 11 条 本会に次の役員を置く。

理事 (Members of the Board of Trustees) 若干名

[うち理事長 (President) 1 名、副理事長 (Vice-President) 1 名]

大会長 (Congress President of APPS) 1 名

次期大会長 (Congress President-Elect of APPS) 1 名

評議員 (APSPR Councilor) 若干名

第 12 条 理事は会員中より理事会の推薦により、総会の承認をえて理事長が依頼する。理事の互選により理事長 1 名を選出し、理事長は理事の中から副理事長 1 名を指名する。

第 13 条 理事長は役員による理事会を組織し、事業の企画、日常の会務、会計の管理、緊急事項の処理など重要会務を審議決定する。

第 14 条 理事長は APSPR、評議員会および理事会の主任であり、理事会の議長を務め、とくに国際的交渉には、必要な署名を行うものとする。

第 15 条 大会長は理事会の推薦により選り総会の承認を得るものとする。

第 16 条 大会長は、学術集会（APPS）を主催し会務を総括する。

第 17 条 大会長、次期大会長の任期は、その選出された総会の終了より担当する学術集会終了までとする。理事長、理事、監事の任期は 2 年で、その選出された総会終了後より始まる。役員は再選はさまたげない。但し、役員は 65 歳をこえた場合選出されない。

第 18 条 理事長が不在となった場合は、副理事長が残りの任期を代行する。

第 19 条 本会には評議員を置く。評議員の選出、役割等については内規に定める。

第 5 章 会議

第 20 条 総会は原則として毎年 1 回開催する。

第 21 条 理事会は毎年 1 回以上開く。その時期、場所については理事長がこれを定める。

第 22 条 理事会は次の事項を審議する。

1. 大会長、次期大会長役員の選出、補充
2. 前年度の事業ならびに会計報告
3. 次年度の事業ならびに予算計画
4. その他の必要事項

第 23 条 大会長は APPS を開催する。APPS における発表は原則として会員に限る。

第 24 条 理事会は本会の目的に従う事業の遂行を援けるために必要により各種の委員会を組織することができる。

第 25 条 総会は、理事長が議長となり、役員選出、会計報告、事業報告等の承認を行う。

第 6 章 会計

第 26 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり 3 月 31 日に終了する。

第 27 条 本会の経費は本会会員の会費、寄附金等をもって当てる。総会にて若干の参加費を集めることができる。

第 28 条 年次の APPS に対する補助金は原則として APSPR における年会費の総額を超えないものとする

第 29 条 理事以外の者から監事 2 名を選出し監査報告を行う。

第 7 章 会則変更

第 30 条 本会会則（附則を除く）を変更するには会員 5 名以上の提案により審議し、総会出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって承認とみなす。

附則

第 1 条 会議（理事会、総会）は文書によってもその決議に参加することができる。

第 2 条 理事会の定数は文書もしくはメールによる方法を含めて定員の 3 分の 2 以上の参加を必要とする。

第 3 条 各種会議の議決は出席者の過半数の賛成を以て行う。

第 4 条 本会の会費は年額、理事、8,000 円、評議員、5,000 円、会員 3,000 円とする。

第 5 条 名誉会員および外国人の理事、会員に対して、理事長は証明書を与える。

第6条 本会にとくに功績があった者、または優秀な学問的寄与に対して賞を与えることができる。

第7条 団体加入の場合は法人会員として代表者1名のみを会員とみなす。

第8条 大会長が病気その他の事情により一時的に職務を遂行することが困難な場合は、理事長は大会長代理をおき職務を補佐させることができる。

第9条 本会則は平成23年7月12日より実施する。

第10条 本会則は平成24年7月31日より実施する。

第11条 本会則は平成25年7月23日より実施する。

第12条 本会則は平成27年9月5日より実施する。

第13条 本会則は平成29年10月22日より実施する。

第14条 本会則は令和1年10月28日より実施する。

第15条 本会則は令和5年2月1日より実施する。令和5年2月1日に事務局を長崎市坂本1-12-4 長崎大学生命科学域・感染分子解析分野から宮崎県宮崎市清武町木原5200 宮崎大学医学部 感染症学講座微生物学分野に変更する。理事長を西田教行から新 竜一郎とする。

アジア太平洋プリオン研究会 内規 (7.30)

この内規は APSPR 会則を遵守するに当たり、要領を定めたものである。
内規の変更、追加等は、理事会に諮り、理事の 3 分の 2 の承認を必要とする。

1. アジア太平洋プリオン研究会 (Asian Pacific Society of Prion Research: APSPR) の評議員について次の通り定める。
 - 1) 評議員は理事会で選出し、理事長が任命する。
 - 2) 評議員の資格は以下の通りとする。
 - ① プリオン研究の実績が 5 年以上あること。
 - ② 今後、プリオン研究会への著しい貢献が期待できること。
 - ③ その他、理事長が認めるもの
 - 3) 評議員は評議員会を組織して、会長の諮問に応じ、会長ならびに理事会に対し、必要と認める事項について助言する。
 - 4) 評議員は理事長もしくは評議員 10 名以上の要請により評議委員会を開催しなければならない。
 - 5) 評議員会の議長は出席議員の中から互選によりその都度選出する。
 - 6) 評議員の任期は 2 年とし再任を妨げない。
2. この内規は平成 24 年 7 月 31 日より実施する。